

令和元年度活動計画

1. 情勢及び基本方針

我が国の農業は、農業従事者の高齢化の進展、耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、所得向上や新規参入の促進が喫緊の課題となっている。

国際的には、米国を除く11カ国による環太平洋連携協定（TPP11）が関連法案も含めて成立し、農林水産物の関税はかつてない自由化に一歩近づくなど、この先の動向を注視していく必要がある。

こうした状況の下、認定農業者については、平成28年4月に施行された改正農協法・農業委員会法において、認定農業者が地域農協の理事並びに農業委員の過半数を占めることとされ、農政推進上においても、従来以上に地域農業者の代表としての活躍が期待されている。地域農業を守り発展させていくためには、主体性と創意工夫を發揮して自らの経営発展に努めるだけでなく、地域の農業者との協力体制の構築や関係機関との連携、さらには、地方に目を向け始めた若者等とも連携を図り、地域を牽引する役割を果たしていくかなければならない。

このような情勢を踏まえ、全国認定農業者協議会は、認定農業者が農業構造をより望ましい方向へ改善する「地域農業のけん引役」を果すとともに、県認定農業者組織と連携を図りながら、認定農業者の経営発展や働きやすい経営環境の整備、地域農業の発展などを目指して会員相互の研さんや情報交換、農業政策に対する提案、認定農業者の経営発展と更なる組織化に向けた活動を進めることとする。とりわけ、次世代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向け、経営継承対策や地域農業の維持・発展に向けた活動に取り組むこととする。

2. 事業計画

(1) 会議の開催

①総会

令和元度事業計画等を決定するため総会を開催する。

②役員会

総会提出議案や組織の円滑な運営等について協議するため、役員会を年2回程度（予定）開催する。

③全体会

認定農業者組織活動の強化と意見提出（政策提案）等について協議するため、全体会を開催する。

(2) 政策提案など農政活動の実施

現場での実践を踏まえ、地域農業の担い手としての意欲の喚起、創意工夫を助長するような施策や仕組み等に関する政策提案を市町村・県組織から積み上げ、政府・国会等に提案するなどの農政活動を強化する。

(3) 認定農業者の組織化推進に向けた『仲間づくり』活動の実施

①組織の運営・活動の強化

認定農業者を中心とした経営対策予算の措置に向けて、市町村・都道府県・全国の各組織運営の強化等について引き続き取り組むとともに、他の農業経営者組織との連携を図る。

②未組織都道府県の組織化の推進と会員拡大

未組織都道府県の組織化に向け、ブロック単位での働きかけを強化し、未加入組織に対して加入を働きかける。

また、認定農業者組織の強化が急務となることから、未組織都道府県については、積極的な働きかけに加え、出来うるかぎり、本会役員または事務局の派遣等のサポートを行う。

さらに市町村段階の組織化についても、県組織役員等が中心となり積極的に関係者に働きかける。

③認定農業者の確保・育成に向けた取り組み

認定農業者の仲間づくり運動である『一人一声運動』を実施する。併せて自ら農業経営改善計画の達成状況を点検し、さらなる経営発展に努める。

④経営改善の着実な実施に向けた自己点検

「農業経営指標」を活用して自己チェックや経営データの確認を行い、農業所得の向上等のステップアップを図ることとする。

(4) 経営改善に向けた相互研さん・研修活動の実施

①全国農業担い手サミットへの協力・支援

静岡県で開催する「第22回全国農業担い手サミットinしづおか（令和元年12月5日（木）～6日（金））」の主催者の一員としてサミット実行委員会に参加し、参加者数の確保などに積極的に取り組む。

②全国農業経営者研究大会等の研修会への参画

第49回全国農業経営者研究大会（令和2年1月28日（火）～29日（水）・CIVI研修センター日本橋）に主催者の一員として、県組織の理解・協力を得て積極的に参加する。

③経営者組織との連携強化

農業経営をめぐる情勢変化を踏まえ、農業経営の改善に向けて全国農業経営者協会、全国稲作経営者会議、全国養鶏経営者会議、全国肉用牛経営者会議、農のふれあい交流経営者協会、（公社）日本農業法人協会、全国生活研究グループ連絡協議会との連携を強化する。

④農業経営者間の利用権交換運動の推進

土地利用型経営のさらなる改善に向けて、稲作経営者会議や農業委員会、農地中間管理機構と連携を図りつつ、農業経営者間で農地の利用権を交換する運動を開展する。具体的には、担い手間で利用権を交換して農地の団地化と畦抜きによる区画拡大を行い、生産コストの低減・省力化を実証するモデル地区の設置に取り組む。

⑤関係団体等との連携強化

(一社) 全国農業会議所等関係団体との連携を図り、情報提供活動等の取り組みを強化する。

(5) 国民理解の促進に向けた情報提供活動の実施

全国農業新聞を機関紙として位置づけ、認定農業者組織の活動状況や認定農業者の経営改善事例等を紹介するとともに、国民へのメッセージの発信に積極的に取り組むこととする。

(6) 都道府県・ブロック単位の活動強化に向けた支援

上記(1)～(5)について、さらに効果的に取り組みを進めため、都道府県及びブロックにおける活動強化の支援に努める。

また、東北ブロック認定農業者サミットおよび九州ブロック認定農業者会議の開催について支援する。

(7) 認定農業者に関する各種調査活動の実施

必要に応じて、認定農業者の状況の把握や経営に役立つ各種調査活動等に取り組み、会員の経営改善に役立つ情報の発信に繋げていくこととする。

3. 行動指針の策定

自らの農業経営の改善に取り組み、互いの経営を発展させるとともに、自らの実践を通じて農業構造をより望ましい方向へ改善する「地域農業のけん引役」を果たせるよう、『行動指針』を定めた上で、組織としての取り組みを進める。

4. 「農業経営発展過程・経営管理モデル」に基づく活動展開

認定農業者が自ら作成した農業経営改善計画の達成に向けては、自己経営の現状を明らかにし、経営理念に基づいた経営改善・発展のための課題に“気づくこと”ができるように対応することが大切である。また、“気づいた課題”を解決するために構築されている認定農業者等への支援策や税制特例等を活用できるよう必要な支援策に取り組むことが求められることから、「全国農認定農業者協議会行動指針」に基づき、認定農業者組織等と農業委員会ネットワーク機構が連携しながら、「農業経営発展過程・経営管理モデル」に対応した活動を展開する。

